

四日市市選管告示第68号

令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項で読み替えて準用される同法第39条の規定により次の場所にそれぞれ定める期間を設け、第41条第1項の規定により告示する。

令和元年7月4日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

期日前投票所	場 所	期 間
四日市市第一期日前投票所	四日市市諏訪町2番2号 四日市市総合会館 1階 ロビー	令和元年7月5日 から 令和元年7月20日 まで
四日市市第二期日前投票所	四日市市塩浜町1番地11 三重北勢健康増進センター 1階 研修室	令和元年7月13日 から 令和元年7月20日 まで
四日市市第三期日前投票所	四日市市富田二丁目4番15号 四日市市防災教育センター 2階 防災センター	
四日市市第四期日前投票所	四日市市曾井町391番地2 四日市市中消防署中央分署 3階 多目的ホール	
四日市市第五期日前投票所	四日市市大字泊村4184番地3 四日市市南消防署南部分署 1階 第1会議室	
四日市市第六期日前投票所	四日市市中村町2281番地2 四日市市北消防署北部分署 1階 会議室	

(選挙管理委員会事務局)